

◆新規創業を応援します

町内で新たに創業する個人事業主や中小企業者が、事業を開始するために必要な経費を補助します。

- 対象者：①納税地が町内である人②町税その他の債務を滞納していない人③西和賀商工会の会員で、商工会の指導を受けた事業計画または金融機関で指導を受けた事業計画を作成し、その進捗に関し継続して経営指導を受ける人
- 補助対象経費：事業に必要な施設設備などの取得に要する経費など(建物は改修に要する経費などを含む)
- 補助額：補助対象経費から消費税などを除いた経費の2/3以内の額(創業支援塾修了者は3/4以内の額)上限150万円
- 問い合わせ先：観光商工課(川尻保健センター)
☎ 0197-82-3290

◆経営革新計画にチャレンジしてみませんか！！

「経営革新計画」は、「自社の現状や課題を見極めたい」、「自社の業績をアップさせたい」、「自社の経営の向上を図りたい」などの経営者の方々のこれらの思いを達成させるための武器となります。御社も企業力向上のため、また「勝ち残る企業」であり続けるために承認に向けて挑戦しませんか。

●制度の概要

中小企業が取り組む「新たな事業活動」について、「実現性がある数値目標」を具体的に定めた中期的な経営計画です。

●新たな事業活動とは

①新商品の開発又は生産②新役務の開発又は提供③商品の新たな生産又は販売の方式の導入④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

●数値目標

①「付加価値額」or「1人当たりの付加価値額」の伸び率(年3%以上)②経常利益の伸び率(年1%以上)

●計画期間

計画革新計画の計画期間は、3年間から5年間です。

●主なメリット

- ・計画を作成する過程で、自社の現状や課題を整理することができます。
- ・会社の目標と目標達成までのプロセス(実行計画)が明確化されます。
- ・作成した計画を振り返りながら経営することで、PDCA(計画—実行—評価—改善)サイクルを導入することができます。
- ・経営革新計画の承認を受けた場合、補助金や金融機関の低利融資など様々な支援措置を優先して受けられるチャンスがあります。(※計画の承認は各種支援を保証するものではなく、計画の承認後に別途実施期間の審査が必要となります。)
- ・経営革新計画の承認によって、公的機関からの有益な情報が得やすくなり、様々な中小企業支援策の活用が可能になります。

◆令和8年度西和賀商工会通常総会開催のお知らせ

令和8年度西和賀商工会通常総会の開催日程等が決定いたしましたのでお知らせいたします。総会終了後、懇親会を開催いたしますので、ご参加ください。

- 開催日時 令和8年5月22日(金) 午後4時から
- 開催場所 銀河ホール
- 懇親会 高繁旅館 会費6,000円

◆職員の異動について

岩手県商工会連合会の定期人事異動に伴う西和賀商工会の今年度の異動は下記のとおりです。

●経営指導員 水穴 信幸 【異動】

西和賀に異動し不安の中、会員の皆様に温かく声をかけていただき、非常に幸せな時間を送らせて頂きました。本当にありがとうございました。

●経営指導員 鎌田 友広 【着任】

この度、岩手県商工会連合会から異動してまいりました。何分初めてで、分からない事ばかりで、最初は皆さまにご迷惑をお掛けいたしますが、前任者同様に何卒よろしくお願いいたします。

